

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰等経済対策商品券配布事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により住民生活に影響を及ぼしているため、消費を下支えするための取組として、地域内で利用可能な商品券を配布(郵送)する。</p> <p>②・③16,596,150円</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品券換金費用: 15,000,000円(3,000人×5,000円/人) 商品券配布(窓口)に係る職員人件費(超過勤務分): 50,000円 商品券発送に係る消耗品: 50,000円(案内用紙、トナー、ファイル等) 商品券印刷代: 561,000円(187円/冊×3,000冊) 郵送用封筒代: 17,600円(11円×1,600枚) 商品券取扱店舗用ステッカー代: 77,550円(517円×150枚) 郵送料: 840,000円(560円/世帯×1,500世帯) <p>④全住民</p>	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	太地町立くじらの博物館事業特別会計への操出	<p>①太地町立くじらの博物館は、太地町観光の中核となる施設(令和6年観光客30万人のうち約13万人がくじら館入館者)である。物価高騰により原材料が高騰するなど、土産物製造業者や卸売業者は、大きな影響を受けている。よって、くじら館売店で利用可能なクーポン券を入館者に配布(500円/人・枚)、消費を喚起、下支えることで地域産業の継続や活性化を図る。</p> <p>②太地町立くじらの博物館特別会計に繰り出し、消費喚起に係るクーポン券事業に要する費用を交付対象経費とする。</p> <p>③必要額2,750,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> クーポン券の発券500円/人×5,500人=2,750,000円 <p>④生活者(施設利用者・事業者等)</p>	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	太地町立くじらの博物館事業特別会計への操出②	<p>①太地町立くじらの博物館は、太地町観光の中核となる施設(令和6年観光客30万人のうち約13万人がくじら館入館者)である。物価高騰により原材料が高騰するなど、土産物製造業者や卸売業者は、大きな影響を受けている。よって、くじら館売店で利用可能なクーポン券を入館者に配布(500円/人・枚)、消費を喚起、下支えることで地域産業の継続や活性化を図る。</p> <p>②太地町立くじらの博物館特別会計に繰り出し、消費喚起に係るクーポン券事業に要する費用を交付対象経費とする。</p> <p>③必要額3,250,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> クーポン券の発券500円/人×6,500人=3,250,000円 <p>④生活者(施設利用者・事業者等)</p>	R7.9	R8.3
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰等経済対策商品券配布事業②事務費	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により住民生活に影響を及ぼしているため、消費を下支えするための取組として、地域内で利用可能な商品券20,000円/人を配布するための事務費を計上する。</p> <p>②・③2,263,900円</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品券配布事務に係る職員人件費(超過勤務分): 50,000円 商品券発送に係る消耗品: 50,000円(案内用紙、トナー、ファイル等) 商品券印刷代: 1,188,000円(198円/冊(1万円分)×3,000冊×2) 商品券取扱店舗用ステッカー代: 75,900円(506円×150枚) 郵送料(レターパック購入費用): 900,000円(600円/世帯×1,500世帯) <p>④全住民</p>	R8.1	R8.3
5	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	太地町立くじらの博物館事業特別会計への操出③	<p>①物価高騰の影響を受ける公の施設における光熱費等高騰相当分に交付金を活用し、利用者の負担を増加することなく継続したサービスを提供。</p> <p>②高騰分の光熱費等</p> <p>③(R7光熱費等-R6光熱費等)により高騰分を算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 太地町立くじらの博物館分: 6,650,000円 <p>④公の施設、公営企業(事業の効果をj受ける対象:一般消費者等)</p>	R8.1	R8.3